

令和7年4月25日 14時00分

近畿地方整備局

有資格業者の指名停止措置について

近畿地方整備局は、有資格業者に対し、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく指名停止措置を行いました。

1. 指名停止業者及び措置の内容

関西塗研工業株式会社

期間:令和7年4月25日から令和7年6月5日まで(6週間)

範囲:近畿地方整備局管内

2. 指名停止措置の理由

関西塗研工業(株)が建設業法の規定により監督処分(10日間の営業停止処分)を受けたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反行為)に該当するため。

<取扱い>

<配布場所> 近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ

<問合せ先> 国土交通省近畿地方整備局

総務部契約課 TEL 06-6941-8461

契約課長 やなぎはら ひろあき 柳原 宏明 (内線 2511)

建設専門官 はやかわ たかし 早川 健 (内線 2512)

令和7年4月25日
近畿地方整備局

関西塗研工業株式会社に対する指名停止措置について

1. 案件の概要

関西塗研工業株式会社は建設業法施行令第1条の2に規定する額を超える下請契約を、建設業許可を有しない者との間で締結していた。

このことが建設業法第28条第1項第6号に該当するとして、建設業許可部局である近畿地方整備局長より、監督処分(10日間の営業停止処分)を受けた。

2. 指名停止措置理由

関西塗研工業株式会社が建設業法の規定により、監督処分(10日間の営業停止処分)を受けたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反行為)」に該当するため。

従って、本件については、指名停止6週間を適用する。

3. 指名停止措置の内容

指名停止業者：関西塗研工業株式会社

大阪府大阪市福島区海老江8-8-7

代表取締役 藤田 廣行

指名停止措置の範囲：近畿地方整備局管内

指名停止期間：令和7年4月25日から令和7年6月5日まで(6週間)

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

(建設業法違反行為)

13 当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)